

「指定排水設備工事業者の違反行為に係る処分基準」

違反項目	根拠条文	関係法令 条文	No.	処分手由
条例・規程違反	規程第 18 条 第 1 号	条例第 4 条	1	規定する接続方法等に適合しない排水設備を設置したとき。
		条例第 6 条	2	排水設備の新設等を行うにあたり、あらかじめその計画について確認を受けなかったとき。
		条例第 7 条 第 1 項	3	不正の手段により指定排水設備工事業者として指定を受けたとき。
		条例第 7 条 第 2 項	4	確認を受けた計画に基づき、工事を施行しなかったとき。
		条例第 8 条 第 1 項	5	工事の完了した日から 3 日以内に届け出て、検査を受けなかったとき。
		規程第 17 条 第 1 項	6	休止届、廃止届、再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。
		規程第 17 条 第 2 項	7	事業所の名称及び所在地、連絡先等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。
		規程第 20 条 第 1 項	8	法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に工事を施行しなかったとき。
			①	無断排水、下水の不正使用等をしたとき。
			②	道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。
			③	施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。
			④	施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。
			⑤	文書注意に従わないとき。
			⑥	文書警告に従わないとき。
			⑦	その他の違反行為
			⑧	その他の軽微な違反
		規程第 20 条 第 2 項第 1 号	9	工事申込みを正当な理由がなく拒んだとき。
		第 2 号	10	工事契約に際し、工事金額、工事期間等を明確に示さないとき。
		第 3 号	11	適正な工費で施行しないとき。
		第 4 号	12	工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任、又は請け負わせたとき。
職務妨害違反	規程第 18 条 第 2 号	第 5 号	13	自己の名義を他の業者に貸与したとき。
		第 6 号	14	管理者の確認を受けずに工事に着手したとき。
指定要件違反	規程第 18 条 第 3 号	第 7 号	15	責任技術者の管理下で工事を設計及び施行しなかったとき。
		規程第 21 条 第 1 項	16	責任技術者が、法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、工事の設計及び施行（監理を含む。）に当たらなかったとき。
		規程第 21 条 第 2 項	17	責任技術者が、工事の検査に立ち会わないとき。
			18	正当な理由なく条例又は管理規程に基づいて管理者がなす職務の執行を拒み、又は妨げたとき。
		規程第 11 条 第 1 項第 1 号	19	責任技術者が専属しなくなったとき。
		第 2 号	20	工事の施行に必要な設備及び器材を有しなくなったとき。
		第 3 号	21	県内に営業所がなくなったとき。
		第 4 号ア	22	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。
		第 4 号イ 第 2 項	23	責任技術者としての登録を取り消されてから 2 年を経過していない者であることが判明したとき。
		第 4 号ウ	24	指定を取り消されてから 2 年を経過していないことが判明したとき。
		第 4 号エ	25	精神の機能の障害により排水設備の工事の事業を適正に行うことができない者であることが判明したとき。
		第 4 号オ	26	法人であって、その役員のうちに上記 22～25 までのいずれかに該当する者がいることが判明したとき。